

改定 労災保険率・労務費率表

(令和6年4月1日改定)

分類	番号	事業の種類	労災保険率		労務費率	
			改定前	改定後	改定前	改定後
林業	02又は03	林業	60 /1000	↓ 52 /1000		
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18 /1000			
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38 /1000	↓ 37 /1000		
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88 /1000			
		石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16 /1000	↓ 13 /1000		
	23	原油又は天然ガス鉱業	2.5 /1000			
	24	採石業	49 /1000	↓ 37 /1000		
	25	その他の鉱業	26 /1000			
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	62 /1000	↓ 34 /1000	19 %	
	32	道路新設事業	11 /1000		19 %	
	33	舗装工事業	9 /1000		17 %	
	34	鉄道又は軌道新設事業	9 /1000		24 %	↓ 19 %
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5 /1000		23 %	
	38	既設建築物設備工事業	12 /1000		23 %	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	6.5 /1000	↓ 6 /1000	38 %	
	37	その他の建設事業	6.5 /1000	↓ 6 /1000	21 %	
製造業	41	食料品製造業	6 /1000	↓ 5.5 /1000		
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4 /1000			
	44	木材又は木製品製造業	14 /1000	↓ 13 /1000		
	45	パルプ又は紙製造業	6.5 /1000	↑ 7 /1000		
	46	印刷又は製本業	3.5 /1000			
	47	化学工業	4.5 /1000			
	48	ガラス又はセメント製造業	6 /1000			
	66	コンクリート製造業	13 /1000			
	62	陶磁器製品製造業	18 /1000	↓ 17 /1000		
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26 /1000	↓ 23 /1000		
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5 /1000			
	51	非鉄金属精錬業	7 /1000			
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5 /1000	↓ 5 /1000		
	53	鋳物業	16 /1000			
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10 /1000	↓ 9 /1000		
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5 /1000			
	55	めつき業	7 /1000	↓ 6.5 /1000		
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5 /1000			
	57	電気機械器具製造業	2.5 /1000	↑ 3 /1000		
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4 /1000			
	59	船舶製造又は修理業	23 /1000			
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5 /1000			
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5 /1000			
61	その他の製造業	6.5 /1000	↓ 6 /1000			
運輸業	71	交通運輸事業	4 /1000			
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9 /1000	↓ 8.5 /1000		
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9 /1000			
	74	港湾荷役業	13 /1000	↓ 12 /1000		
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3 /1000			
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	47 /1000	↓ 42 /1000		
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13 /1000			
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13 /1000			
	93	ビルメンテナンス業	5.5 /1000	↑ 6 /1000		
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5 /1000			
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5 /1000			
	98	卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	3 /1000			
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5 /1000			
94	その他の各種事業	3 /1000				

(注) 改定後が空欄の事業については改定は行われません。

建設業においては、平成27年4月1日以降開始した事業について消費税を含めない請負金額により労務費率を乗じた金額を用いて労災保険料を算出します。

改定 特別加入保険率表

一人親方等の保険料率(第二種特別加入保険料率)

(令和6年4月1日改定)

特別加入の種類		労災保険率	
		改定前	改定後
特1	個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	12 /1000	↓ 11 /1000
特2	建設業の一人親方	18 /1000	↓ 17 /1000
特3	漁船による自営業者	45 /1000	
特4	林業の一人親方	52 /1000	
特5	医薬品の配置販売業者	7 /1000	↓ 6 /1000
特6	再生資源取扱業者	14 /1000	
特7	船員法第一条に規定する船員が行う事業	48 /1000	
特8	柔道整復師	3 /1000	
特9	創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者	3 /1000	
特10	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師	3 /1000	
特11	歯科技工士	3 /1000	
特12	指定農業機械作業従事者	3 /1000	
特13	職場適応訓練受講者	3 /1000	
特14	金属等の加工、洋食器加工作業	15 /1000	↓ 14 /1000
特15	履物等の加工の作業	6 /1000	↓ 5 /1000
特16	陶磁器製造の作業	17 /1000	
特17	動力機械による作業	3 /1000	
特18	仏壇、食器の加工の作業	18 /1000	
特19	事業主団体等委託訓練従事者	3 /1000	
特20	特定農作業従事者	9 /1000	
特21	労働組合等常勤役員	3 /1000	
特22	介護作業従事者及び家事支援従事者	5 /1000	
特23	芸能関係作業従事者	3 /1000	
特24	アニメーション制作作業従事者	3 /1000	
特25	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	3 /1000	

海外労働者(第三種特別加入保険料率)

海外で行われる事業に派遣される労働者等	3 /1000	
---------------------	---------	--

(注) 改定後が空欄の事業については改定は行われません。